

特第 1847 号
令和 4 年 11 月 30 日

各県立特別支援学校長 様

保健体育課長
特別支援教育課長
学校支援課長

『「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について』及び『県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂』について（通知）

このことについて、令和 4 年 4 月 12 日付け特第 1029 号保健体育課長、特別支援教育課長及び学校支援課長通知によりお示ししたところですが、この度、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、令和 4 年 11 月 29 日付け「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について」により、飲食の場面における感染対策の取扱い等が示されました。その内容を踏まえ、令和 4 年 4 月 12 日付けの「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を改めましたので通知します。

各学校においては、今後、この「ガイドライン」に基づき、引き続き基本的な感染防止対策を徹底し、児童・生徒等への指導を行うようお願いします。併せて、教職員に変更点等を周知し、適切に対応できるよう御指導ください。

問合せ先

教育活動実施に当たっての保健管理に関すること

保健体育課

保健安全グループ 岡本、菅沼

電話 (045) 210-8309 (直通)

教育活動全般に関すること

特別支援教育課

教育指導グループ 山田、荒井

電話 (045) 210-8276 (直通)

いじめ、偏見、差別等の防止に関すること

学校支援課

県立学校生徒指導グループ 石井、細田

電話 (045) 210-8295 (直通)

11月25日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に関する連絡について、学校運営に当たって特に留意すべき点等についてお知らせします。



事務連絡
令和4年11月29日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

先日11月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

主たる変更の内容は、以下の提言や決定等を踏まえたものとなりますので、これらの内容に係る留意事項等については、これまでにお知らせした事務連絡等を御参考いただくようお願いします。

- ・新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応
(令和4年10月13日新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース)
- ・今秋以降の感染拡大期における感染対策について
(令和4年10月13日新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応
(令和4年11月11日新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について
(令和4年11月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

また、これらのほか、今般の基本的対処方針の変更に関する連絡について、学校運営に当たって特に留意すべき点等について、下記のとおり取りまとめましたので、併せて御確認

いただき、引き続き、学校における感染拡大の防止と学校教育活動の継続を両立させ、児童生徒等の充実した学校生活の実現に向けて、必要な取組を進めていただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれでは所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれではその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれではその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれでは所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課においては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いします。

記

1. 新型コロナワクチンの接種について【基本的対処方針 p20等】

今般の基本的対処方針の変更により、「二（2）ワクチン接種の促進」において、「オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけ等を行っていく。」等とされました。

オミクロン株対応ワクチンの接種については、令和4年11月18日付けの事務連絡において、児童生徒や保護者が主体的に接種の判断ができるよう、衛生主管部（局）と教育委員会等が連携して、児童生徒や保護者への周知・広報を実施することを依頼するとともに、同月10日付けの事務連絡において、教職員に対してオミクロン株対応ワクチンに関する情報提供を行うことと併せて、希望する全ての教職員が年内に接種を受けられるよう、所管の学校等に対する働きかけをお願いしているところであり、引き続き、これらの事務連絡等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を進めていただくよう、よろしくお願いします。

2. 飲食の場面における感染対策について【基本的対処方針 p25】

今般の変更前の基本的対処方針においては、「二（5）1）国民への周知等」として、「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」とされていましたが、今般の変更により当該記述が削除されました。

この点、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」においては、「会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。」等とし、従前から、必ず「黙食」とすることを求めてはいないところです。

実際にも、一部の地域において行われているように、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話をを行うことも可能ですので、感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を御検討いただくよう、よろしくお願ひします。

3. その他

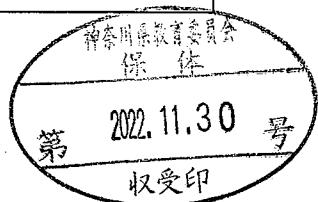
- 令和4年10月19日付けの事務連絡においてお知らせしたように、子供は高齢者等に比べて重症化リスクが低いことや、子供に対して頻回に検査を行うことは本人や医療現場にとって負担が大きいこと等から、検査によって感染拡大防止の強化を図ることは現実的ではないとされたことを踏まえ、今般の基本的対処方針の変更にもその趣旨が反映されていますので御承知置きください。
- マスクの着用の考え方については、これまでに累次の事務連絡においてお知らせしてきたところですが、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、具体的な取組として、例えば、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、よろしくお願ひします。

以上

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)



【関連資料】

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年11月25日変更）（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和4年11月25日）（新旧対照表）
- ・新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について（令和4年10月19日付け事務連絡）
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応について（令和4年11月14日付け事務連絡）
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について（令和4年11月21日付け事務連絡）
- ・オミクロン株対応ワクチンの接種に関する児童生徒や保護者への情報提供について（令和4年11月18日付け事務連絡）
- ・教職員のオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）（令和4年11月10日付け事務連絡）

県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドライン

県立特別支援学校の保健管理等の扱いについては、令和4年4月12日付け「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）により示したところですが、この度、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、令和4年11月29日付けで「新型コロナウイルス感染対策の基本的対処方針」の変更等についてにより、飲食の場面における感染対策の取扱い等が示されました。その内容を踏まえ、「ガイドライン」を改めました。（下線部分が変更点及び追加事項）

各学校においては、この「ガイドライン」に基づき、引き続き基本的な感染防止対策を徹底し、児童・生徒等への指導を行うようお願いします。

なお、今後、県内の感染状況や国の動向等により、「ガイドライン」の内容については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

1 保健管理等についての改訂の主な内容

- ア 学校におけるマスクの着用の考え方については、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、適切に指導及び周知すること。
(P3)
- イ 出席停止等の扱いについては、令和4年9月9日付け保体第2012号保健体育課長、特別支援教育課長通知の【別紙】「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応」を適用すること。(P9)
- ウ 昼食時など食事場面では、換気を徹底した上で、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなど、飛沫を飛ばさないような対応をとり、身体的距離が取れない場合は、会話を控えること。また、食事後に会話する際は、マスクを着用すること。(P12)
- エ 児童・生徒等による教室や廊下、トイレの清掃活動は可能とする。ただし、マスクの着用や必要に応じて手袋の着用、清掃作業前後の手洗い等の指導を徹底すること。(P4)
- オ 新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合は、当面の間、令和4年9月9日付け保体第2012号保健体育課長、特別支援教育課長通知の【別紙】「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応」により対応すること。(P17)

2 学校の教育活動実施に当たっての保健管理について

(1) 感染症対策

ア 登校前の感染症対策

- ①各家庭等と連携して毎朝の検温及び風邪症状の有無を確認すること。その際、健康観察票を各家庭に配付し、毎回記載して学校に持参する等により、登校時に検温結果及び健康状態を把握すること。また、状況の随時把握、共有に努めること。
(※参照「健康観察票（一部改訂 R02.9.2、ICT を用いることも可）」)
- ②発熱や咳等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は、自宅休養を徹底すること。また、同居する家族等に風邪症状が見られる場合も、児童・生徒等を登校させないよう、保護者の理解と協力を得ること。その場合、出欠に関しては保護者の申出により、学校医等と相談の上、「出席停止」扱いとすること。（【表1 出席停止等の扱い】参照）
- ③同居の家族等が陽性となり、児童・生徒等が濃厚接触者に特定された場合の対応については、症状の有無にかかわらず、指定された期間、出席停止（自宅待機等）となることを周知徹底すること。（【表1 出席停止等の扱い】参照）

イ 登校後の感染症対策

- ①登校時の健康状態の把握には、「健康観察票」などを活用し、健康状態の把握を行うこと。
- ②発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある児童・生徒等が登校した場合には、保護者の理解と協力を得た上で、当該児童・生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導を徹底すること。その場合、出欠に関しては保護者の申出により、学校医等と相談の上、「出席停止」扱いとすること。（【表1 出席停止等の扱い】参照）
- ③上記の場合、医療機関への受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。
- ④保護者の来校までの間、学校にとどまるケースが想定されるが、その場合には、他の者との接触を避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行うこと。

ウ 基本的な感染症対策

まず、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症対策について、児童・生徒等の発達段階に応じた指導を行い、児童・生徒等が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導すること。

また、新型コロナウイルス感染症は、一般的には「飛沫感染」「接触感染」で感染することから、次の基本的な感染症対策を徹底すること。

①手洗い・消毒等

- ・接触感染の仕組みについて児童・生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口ができるだけ触らないよう指導するとともに、手洗いを徹底する。
- ・ウイルスが付いたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあるため、登校したら、まず流水と石けんで手を洗う。また、昼食（給食）の前後、外から教室に入る時、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻

をかんだ時といった機会でのこまめな手洗いを徹底する。(注意喚起のためのはり紙を掲出する等の工夫をすること。)

- ・児童・生徒等のみならず、教職員や、学校に出入りする関係者の間でも徹底されるようとする。
- ・手洗いは水と石けんを使用し、十分に水で洗い流した後、清潔なタオルやペーパータオルで良くふき取り乾かすよう、児童・生徒等の実態に合わせ、分かりやすく指導すること。
- ・流水での手洗いが難しい場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用する。なお、石けんやアルコールによる手荒れの心配がある場合には、流水で十分に洗い流すこと。

②咳エチケット

- ・感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえるよう指導する。

③マスク等の着用

- ・学校におけるマスクの着用の考え方については、具体的な取組として、例えば、児童・生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、児童・生徒等へ適切に指導及び周知すること。

	身体的距離(2m以上目安)が確保できる		身体的距離が確保できない	
	屋内	屋外	屋内	屋外
会話を行う	適切な着用を指導 【具体例1】	着用の必要はない 【具体例3】	適切な着用を指導 【具体例1】	適切な着用を指導 【具体例5】
会話をほとんど行わない	着用の必要はない 【具体例2】	着用の必要はない 【具体例3】	適切な着用を指導 【具体例4】	着用の必要はない 【具体例6】

【具体例1】教室内で行う通常の授業については、身体的距離の確保が困難であり、また、仮に身体的距離を確保できた場合でも、対話を行うため、マスクの適切な着用を指導。

【具体例2】個人で行う読書や調べたり考えたりする学習等。(ただし、十分な換気を実施。)

【具体例3】離れて行う運動や移動、鬼ごっこ等の密にならない外遊び等。

【具体例4】公共交通機関を利用しての登下校等。

【具体例5】集団や友人との登下校等。

【具体例6】自然観察や写生活動等の教育活動、一人で歩く、自転車での登下校。

【次の場合は、上記にかかわらずマスクの着用は必要としない】

- 体育の授業や運動部活動は、屋外の運動場に限らず、**マスクの着用は必要ない。**

※十分な身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、適切なマスクの着用を指導。

※運動部活動において接触を伴う活動場面は、各競技団体が作成するガイドライン等を確認。

※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場面は、状況に応じてマスク着用を含めた感染対策を徹底。

- 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、**マスクを外すよう指導。**

※熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスク着用を希望する児童生徒等に対して適切な配慮が必要。

- 2歳以上の小学校就学前の幼児には、**マスクの着用を一律には求めず、無理に着用させない。**

(文部科学省 事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスク着用について〔令和4年5月24日〕」参照)

- ・児童・生徒等には、マスクの着用等の咳エチケットを指導する。
- ・個々の実態により、マスクの着用が難しかったり、咳の際に自ら口や鼻を覆うことが難しかったりする場合があるため、授業について、集団の規模や会話でのやり取り、教材の受け渡しなど、細部まで検討し、計画すること。
- ・マスクについては、着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することを指導するとともに、一般的なマスクでは不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされており、不織布マスクが推奨されていることを踏まえ、このことを保護者に適宜情報提供すること。

※フェイスシールド、マウスシールドは、マスクに比べて飛沫を防止する効果が弱いため、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の中の動きを見せたりすることが必要な場合等で、これらをマスクの着用をせずに使用する場合は、身体的距離（概ね1～2メートル）を確保すること。また、必要に応じて、表情や口の動きが見えつつ鼻や口元が覆われる透明マスクを活用する方法もある。

エ 清掃・消毒について

① 普段の清掃・消毒のポイント

- ・児童・生徒等による教室や廊下、トイレの清掃、黒板や黒板消しクリーナーの清掃等の清掃活動は可能とする。ただし、マスクの着用や必要に応じて手袋の着用、清掃作業前後の手洗い等の指導を徹底すること。
- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応する（特別な消毒作業は必要ない）。
- ・教室の児童・生徒等自身の机や椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。なお、清掃・消毒作業前後は、流水と石けんによる手洗いを徹底すること。
- ・教職員等は共有部分（トイレなど）、児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等や教職員が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清拭消毒を行うこと。

※プラスチックや金属の表面では、ウイルスが数日間生存できるとされているので、注意すること。（厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」）

- ・児童・生徒等が教室のゴミを回収する場合は、マスクや手袋を使用し、鼻水や唾液のついたゴミは、教職員がビニール袋に入れて密閉して縛ること。また、ゴミを回収した後は、必ず石けんと流水で手を洗うよう指導すること。
- ・水道場の清掃については、引き続き教職員が行うこととし、不特定多数が触れる照明スイッチ、水洗装置、扉の取手等についての清拭消毒についても、児童・生徒等以外の者が行うこと。

（児童・生徒等以外の者の例：教員、現業、業務アシスタント、サポートティーチャー、学校業務サポート、ボランティア、委託業者等）

※ただし、業務の内容については、よく話し合い協力を求めること。

- ・清掃道具や教材、教具等、児童・生徒等間の共用を避けることが難しいものについては、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをするように指導す

ること。

②消毒の方法等について

- ・教職員が使用する消毒液については、消毒用エタノール又は 0.05 %の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用することを基本とする。

※次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する場合は、手袋を使用するとともに、拭いた場所がさびるおそれがあるので、消毒後に水拭きを行うこと。また、児童・生徒等には扱わせないこと。

- ・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用しないこと。
- ・消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム以外の新型コロナウイルスに対して消毒効果のある製品については、次のウェブページを参照し、適正な使用方法に十分に留意し、各学校で活用の判断を行うこと。

※新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

- ・消毒作業中は、換気を十分に行い、目、鼻、口、傷口などを触らない。

③感染者が発生した場合の消毒について

- ・感染が判明した場合は、当該感染者の行動範囲を特定し、汚染が想定される物品を消毒用エタノール又は 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液で消毒する。

才 教室等の換気の徹底

- ・新型コロナウイルス感染症は、感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染する。一般的には、1メートル以内の近接した環境において感染するが、エアロゾルは1メートルを超えて空気中にとどまりうることから、感染リスクを防止するために密集を防ぎ、十分な換気を行うこと。
- ・冷暖房器具を使用する場合も、気候上可能な限り、窓を開けた換気を行うこと。換気扇等の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓を開けた換気との併用が必要な場合が多いことに留意すること。換気機能のないエアコンは、外気の入れ替えを行っていないことから、そうしたエアコンの使用時においても換気をすること。換気の程度や室温等については、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて適切な換気方法を学校薬剤師と相談し、児童・生徒等の服装についても配慮すること。
- ・冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないよう、児童・生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内（授業中含む）の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

※気候上可能な限り、窓を開けた常時換気を基本とした換気を実施すること。窓は、二方向のそれぞれ 1 つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われる。）を幅 10～20 cm 開けておく。上の小窓や廊下側の欄干を全開にする工夫や、

空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も検討すること。教室だけでなく、廊下の換気にも配慮すること。室内の状況に応じ、換気効果を高めるため換気扇、サーキュレーター等を活用すること。

※常時換気が困難な場合は、こまめに（30分に一回以上、少なくとも休み時間ごと）数分間程度、窓を全開にすること。ただし、換気を行う間隔や換気時間は、室内の大きさや人数によって異なるため、学校薬剤師に相談すること。

※冬季に空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となるが、マスクを着用している場面が多いことなどに鑑み、無理のない範囲で取り組むこと。

※窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておき、換気扇やサーキュレーター等を用いて効率よく部屋の空気を外に出すなど、十分な換気に努めること。また、冷暖房器具の使用時は、人の密度が高くならないように配慮すること。

※十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気の目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも考えられる。

・体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態の場合は、二方向の窓を開けることにより、換気を行うようにすること。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにする。

カ 教室内の座席配置等の対応

- ・教室、職員室等においては、必要に応じて部屋の分散をする等、身体的距離（概ね1～2メートル）を確保すること。向かい合わせを避け、飛沫のかからないような十分な距離（多くの児童・生徒等が手の届く距離に集まらない状態）を保つよう指導すること。
- ・パーテーションや机上の仕切り板（アクリル板）等の活用について工夫すること。
- ・座席の配置の工夫としては、当分の間、児童・生徒等の席の間に距離を確保し（できる限り1～2メートル）、対面とならないような形とすること。
- ・施設の状況や感染リスクの低減の面から、頻繁な換気や座席の工夫を組み合せ、現場の状況に応じて柔軟に対応すること。
- ・座席については、陽性者が出た際に迅速に濃厚接触者等を特定できるよう、授業ごとに記録しておくこと。

キ 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等への対応

医療的ケアを必要とする児童・生徒等（以下、「医療的ケア児」という）の対応として、「学校の新しい生活様式Ver.8」を基本としつつ、以下の参考文書も含めて対応すること。

＜参考＞

○文部科学省 令和2年6月19日付け事務連絡

「医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍する学校における留意事項について」

○文部科学省 令和2年6月19日版

「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」

○厚生労働省 令和2年5月20日付け

「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その3）」

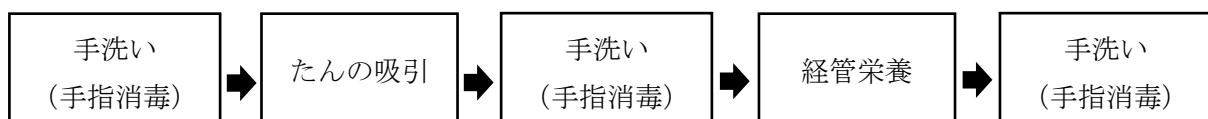
① 登校の判断等

- ・医療的ケア児の登校については、主治医の見解を保護者と確認の上、個別に登校の判断をすること。
- ・学校は、事前に受入れ体制などを学校医等に相談すること。
- ・少しでも体調が悪い（普段と異なる）ときは登校を見合させてもらうこと。
- ・発熱や様子の変化があった際にすぐに迎えにきてもらう等、保護者と緊急時の対応について確認しておくこと。

② 医療的ケアの実施

- ・「1ケア1手洗い（手指消毒）」、「ケア前後の手洗い（手指消毒）」を基本とすること。

【イメージ】「1ケア1手洗い（手指消毒）」の流れ



- ・ケア前の手洗い（手指消毒）後は、自身の顔（目・鼻・口）や髪などに触らないように注意すること。また、ケア後の手洗い（手指消毒）前にも、自身の顔（目・鼻・口）や髪などに触らないように注意すること。
- ・医療的ケアの実施については、手袋やマスク等、必要に応じて防護用具を使用すること。また、地域の感染状況によっては、気管内吸引や吸入などを行う際に使い捨て手袋、フェイスシールド（又は、マスクとアイシールド）を着用する必要性を学校医等に相談すること。

③ 消毒

- ・トイレのドアノブや車いすホイール、手すり、マット等触れる箇所や使用する場所をこまめに消毒すること。
- ・使用教材・教具や、触れる可能性のある物品等についてこまめに消毒すること。

④ 換気等の衛生環境

- ・3密を避けること、換気を行うことを含め、活動に対する環境衛生面について、十分な対策を講じること。しかし、指導の際に接触が避けられないこともあるので、適切に対応するためにも、学校医等の助言を得たり、児童・生徒等の安全確保などの観点から指導や介助等において必要となる接触などについて保護者に対し事前説明をしたりすること。
- ・換気は、気候上可能な限り、常時、二方向の窓を同時に開けて行うこと。また、常時行なうことが困難な場合は、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開すること。

⑤ その他

- ・担任や担当教員、学校看護師など、接触の機会のある教職員は、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底する。また、日常生活において感染防止を徹底すること。

- ・スクールバスを利用する児童・生徒等の保護者へは、乗車の際の留意点や感染症対策の取組みについて周知するとともに、安全・安心な登下校のため、必要に応じて保護者と相談・調整すること。
- ・登校時だけでなく定時の検温を実施し、健康状態の把握に努める。また、家庭においても定時の検温を依頼すること。
- ・保護者による送迎の場合、必要に応じて登校に時差をつけるなどの対策をお願いすること。
- ・学校、保護者、関係機関（支援事業所等）が緊密に情報共有を行うこと。

ク ワクチン・検査パッケージについて

- ・令和3年11月19日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡『新たに「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の決定について』にある、ワクチン・検査パッケージによる『部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について可能とする』は、大学が対象となるため、特別支援学校においては、ワクチン・検査パッケージは活用しない。

(2) 出席停止等の扱い

【表1 出席停止等の扱い】

対象者	期間
1 罹患した者 (セルフテスト等により陽性が判明した者含む)	<p>『有症状患者の場合』</p> <ul style="list-style-type: none"> 発症日を0日として翌日から7日間経過し、かつ、症状軽快[*] ²後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。ただし、10日間が経過するまでは、検温等の健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者[*]³との接触、ハイリスク施設[*]⁴への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底すること。 <p>「出席停止」（学校保健安全法第19条）</p> <p>『無症状患者の場合[*]⁵』</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査日を0日として翌日から7日間経過し、8日目から解除を可能とする（従来から変更なし）。 加えて、5日目の抗原定性検査キット[*]⁶による検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。ただし、7日を経過するまでは、検温等の健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者[*]³との接触、ハイリスク施設[*]⁴への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底すること。 <p>「出席停止」（学校保健安全法第19条）</p>
2 学校等で特定した濃厚接触者相当の者 [*] ¹ 及び「家庭内感染等で濃厚接触者となった者」	<ul style="list-style-type: none"> 患者の感染可能期間内[*]⁷に患者と接触した最終日を0日として翌日から5日間[*]⁸。ただし、7日を経過するまでは検温等の健康状態の確認を行うこと。 同居する家族等の濃厚接触者とされた児童・生徒等については、感染者の発症日又は感染対策を講じた日を0日として、いずれか遅い方から5日間発症がない場合に解除。 無症状の場合は、2日目、3日目の抗原定性検査キット[*]⁶を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除することが可能。 <p>「出席停止」（学校保健安全法第19条）</p>
3 発熱等の風邪症状がみられる者（上記1～2に該当しない場合に限る）	<p>原則、症状が改善するまで。</p> <p>「出席停止」（学校保健安全法第19条）</p>
4 同居の家族に発熱等の風邪症状があるなど感染の可能性について保護者等から申し出があった者	<p>保護者の申し出により、原則、当該家族の症状が改善するまで。</p> <p>「出席停止」（学校保健安全法第19条）</p> <p>*実情に応じ、学校保健安全法の第19条による出席停止ではなく、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。</p>
5 基礎疾患があるなど重症化するおそれがある生徒	<p>主治医や学校医に相談の上、保護者からの申出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」</p>
6 感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合	<p>保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」</p>
7 上記以外の生徒の臨時休業に伴う扱い	<p>保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定した臨時休業期間「授業日数から除く」</p>

※1 保健所が特定した濃厚接触者と区別するため、学校が調査した濃厚接触者については「濃厚接触者相当の者」とする。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。

※3 ハイリスク者とは、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの

高い方をいう。

※4 ハイリスク施設とは、ハイリスク者が多く入所、入院する高齢者・障害児者施設や医療機関をいう。

※5 検査時は無症状でも、療養中に症状が出現した場合は、「罹患した者の《有症状患者の場合》の期間」の療養となる。

※6 抗原定性検査キットは自費検査となるため、保護者や本人が希望した場合に選択できるものであり、学校から検査を促すといったことがないよう留意する。また、抗原定性検査キットは薬事承認されたものを用いることに留意する。適用にあたっては、保護者等に確認するなど丁寧に対応すること。

※7 感染可能期間内：有症状の場合は発症日の2日前から、無症状の場合は検体採取日の2日前から、診断後に隔離開始されるまでの間

※8 令和4年7月22日一部改正厚生労働省事務連絡「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」より

注1) 【表1 出席停止等の扱い】については、令和4年9月9日付け保健体育課長及び特別支援教育課長通知「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応について」に基づくものであり、今後、変更する場合がある。

注2) 新型コロナウイルスの感染者の濃厚接触者と同居している場合や行政検査の対象者と同居している場合等については特段登校を控えることを求める必要はない。ただし、保護者の申し出がある場合には、【表1 出席停止等の扱い】の4や6などの対象者として柔軟な対応をとることは可能。

注3) 療養期間中（出席停止期間等）も一定の場合（有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合）は、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないとされているが、出勤、登校は、必要最小限の外出としては認められない。

【表2 新型コロナワクチン接種及び接種後の副反応疑い時に係る出欠席の当面の取扱い】

区分	出欠席の取扱い
新型コロナワクチン接種	課業日に接種せざるを得ない理由があると認められる場合は、保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」（出席停止等）
接種後の副反応疑い	新型コロナワクチン接種に伴う副反応であるか不明であるが接種後に体調不良により欠席した場合は、保護者の申し出により、『症状があり罹患の疑いがある場合』と同等の扱いとし、学校保健安全法第19条による「出席停止」 接種後に体調不良により欠席した生徒が、医師により、新型コロナワクチン接種に伴う副反応であると診断された場合は、保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」（出席停止等）

※新型コロナワクチンの接種状況等は日々変化していることから、今後の対応について変更を行う場合がある。
※ワクチン接種に係る出席停止等の取扱いについては、新型コロナワクチン接種に限ることとし、インフルエンザ等の他のワクチン接種については、適用しない。

(3) 児童・生徒等の健康管理

ア 心身の健康観察

- ①登校時に、児童・生徒等が持参した健康観察票を確認し、家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童・生徒等については、速やかに検温及び健康観察等を行うこと。(昇降口近くに、サーモグラフィを設置するなどの工夫も考えられる)
- ②基礎疾患等のある児童・生徒等については、健康観察を徹底し体調変化に留意すること。児童・生徒等の主治医の見解を保護者に確認の上、学校医等に相談し、個別に登校の判断を行う。登校しての学習活動が困難な場合は、引き続きICT等を活用した家庭学習を継続することとする。その場合、出欠席の扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。([表1 出席停止等の扱い]参照)
- ③児童・生徒等の心身の健康状態を鑑み、必要に応じて、心のケアを含む健康相談を視野に入れた対応ができるよう配慮すること。
- ④特に、心のケアについては、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童・生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施や、スクールカウンセラー等による支援を行うなどして適切に対応すること。

【表3 心身の健康観察項目】

体の症状	
最高体温	
呼吸器症状	せき 息苦しい 鼻みず・鼻づまり のどが痛い 全身がだるい 頭痛 下痢
その他	はき気・嘔吐 関節筋肉痛 味や匂いがわかりにくい その他
ストレス症状	
	不安や怖さを感じる イライラが解消されない 孤独や寂しさを感じる 疲れがとれない 眠れない 勉強がはかどらない その他

イ 罹患状況の把握について

- ①学校では、健康観察票を毎日記録させる等、症状がある者の早期発見に努め、罹患状況を随時把握すること。
- ②特に、基礎疾患有する児童・生徒等は学校医等と相談するとともに、保護者との連携を密にし、学校全体での健康観察も強化すること。
- ③発熱等の風邪症状が見られるときは、自宅で休養するよう指導し、次の表のチェック項目に一つでも該当すれば、保護者に受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。
- ④児童・生徒等が罹患した場合、濃厚接触者になった場合、新型コロナウイルス感染症の検査を受ける又は受けた場合においては、速やかに保健体育課及び特別支援教育課まで一報を入れること。

【表4 罹患状況のチェック項目】

チェック	項目
	強いだるさ（倦怠感）がある
	強い息苦しさ（呼吸困難）がある
	高熱がある
	発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く ＊症状が続く場合は必ず相談する ＊糖尿病等の基礎疾患有など、重症化するリスクの高い場合は早めに相談する

3 給食(昼食・飲食)について

(1) 「学校給食衛生管理基準」の徹底について

- ア 学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底すること。
- イ 給食の配食を行う児童・生徒等及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。

(2) 給食(昼食)時の指導について

- ア 児童・生徒等の食事前後の手洗いを徹底すること。

イ 給食(昼食)時など、食事場面で感染リスクが高まることを踏まえ、飛沫感染防止の観点から、次のことについて児童・生徒等に指導を徹底すること。

- ・机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなど、飛沫を飛ばさないような対応をとること。(座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、食事場面において、児童・生徒等の間で会話を行うことも可能)
- ・身体的距離が取れない場合は、会話を控えること。

- ・座席の間隔をできるだけ 2 m (最低 1 m) 空けること。(例: 間隔を示すマークリングをするなど、児童・生徒等に対して視覚的に示すなど)
- ・食事後に会話する際は、マスクを着用すること。
- ・食べ物、飲み物を共有しないこと。

ウ 室内における食事場面では、「2 学校の教育活動実施に当たっての保健管理について (1) 感染症対策 オ 教室等の換気の徹底」に示す換気を行うこと。

- エ 状況に応じて、衝立や仕切りを使用し、空間を仕切ることで一定間隔を保つこと。
オ 配膳については、児童・生徒等の状況に合わせて、各学校で検討すること。
(例: 食堂から食缶を運ぶ、個包装のパン等を配るなど)

(3) 教室内・食堂等の環境整備等に関する留意点

- ア 教室内では、座席の間隔を十分に確保するなど、衛生面に配慮した環境を整えること。
イ 教室内で十分な間隔を確保できず、教室に余裕がある場合などは、特別教室等を活用するなど、一つの教室に集まる人数を減じるなどの工夫を行うことも有効である。
ウ 食堂を利用する際にも、十分な間隔を確保すること。食堂の混雑を避けるために、食事時間の割り振りをして分散させたり、各教室において少人数で食べたりすること。

(4) 介助者に関する留意点

- ア 食事の介助は、関わる人数を減らす、マスクを着用する、介助中は自身の喫食をしないなどの感染症対策をすること。
イ 児童・生徒等に、対面での指導が必要な場合などは、保護者と相談のうえ、教職員は必要に応じてフェイスシールド等を活用すること。
ウ 食事や歯磨きの介助は可能な限り側面から行うこと。
エ 介助を交代する場合は、その都度手洗い（手指消毒）を行うこと。
オ 介助を交代した教職員が、同じ教室内等で喫食をする場合は、机を向かい合わせにせず、座席の間隔をできるだけ空けて、飛沫を飛ばさないよう会話を控える等の配慮をすること。

(5) 部活動時の飲み物や下校時の喫食の指導について

- ア 食べ物、飲み物を共有しないこと。
イ 駅のホームや電車の車内など、食事をする場所以外では喫食しないこと。

4 スクールバスの対応について

(1) スクールバス乗車における対応

- ア 乗車時に手指消毒を行い、マスクの着用を確認する。
イ 自宅等で検温ができなかった児童・生徒等は検温を行う。
ウ スクールバス内の過密状況を解消するために、できる限り座席配置の工夫を行い、児童・生徒等同士の間隔を空けること。児童・生徒等同士の間隔を十分空けること

が難しい場合には、安全面に配慮した防護スクリーン（防護カーテンや仕切り等）を座席間に設置するなど、飛沫感染や接触感染を防止する対策をとることも考えられる。

- エ 児童・生徒等のスクールバス内での乗車時間となるべく短くするために、可能な範囲で運行ルートの調整を行うことも考えられる。
- オ 可能な限りエアコンの外気導入や窓の開放により車内換気を行う。
- カ 学校発着時のスクールバス乗降の際、昇降口の周辺が密集しないよう、げた箱の配置を分散したり、児童・生徒等が教室を出る時刻をずらしたりするなどの工夫を行うこと。
- キ 保護者対応や放課後等デイサービス職員との引継ぎで、密にならないよう注意する。時間がかかる場合には、密集を避けるため、玄関外やホール等の別の広い場所に移動して行うこと。

（2）保護者送迎の依頼について

- ア スクールバス内の過密化対策として、保護者に登校時の送りを依頼する場合、保護者の過重な負担にならないよう、よく相談し、適時適切に保護者の状況を聞き取るなど、ていねいに対応すること。
- イ 登校時刻について、保護者から相談があった場合は、保護者の事情も勘案して柔軟に対応すること。

5 その他

（1）寄宿舎における感染症対策

- ア 令和2年5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」や「学校の新しい生活様式Ver.8」を踏まえ、万全の感染症対策を講じること。また、寄宿舎における感染症対策については、一般社団法人日本旅館協会によって作成された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（令和2年5月14日公表、同21日一部改訂）も参考にしつつ、施設の規模や実情に応じて行うこと。
- イ 寄宿舎内での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、近距離での会話や発声等の際のマスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。
- ウ 朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。
- エ 入舎する児童・生徒に、発熱や風邪症状があるときや体調がすぐれない場合は、無理せずに保護者に自宅休養を依頼すること。
- オ 自宅療養となった感染者は、可能であれば自宅に帰ることを検討し、それが困難な場合は居室（基本的に個室）に隔離すること。
- カ 濃厚接触者等、発熱や体調不良がある者は居室（可能なら個室）に隔離すること。
- キ 入舎する児童・生徒について、感染の疑いがあると判明した場合、感染が判明した場合又は在籍する学校が臨時休業となった場合は、学校長は特別支援教育課長と寄宿舎における対応を協議すること。

(2) 訪問による指導における感染症対策

- ア 施設や自宅への訪問による指導の実施については、訪問先の施設や保護者と十分に相談し、地域や施設の感染状況や、児童・生徒の状態等をみて、個別に実施を判断し、感染症対策を行った上で実施する。
- イ 訪問の前に教職員自身の健康チェックと検温を行うこと。
- ウ 基本的には学校における感染症対策と同様であり、マスクの着用やこまめな手洗い、手指の消毒等を行うこと。
- エ 訪問先の部屋は、定期的に換気すること。

(3) 地域の障害福祉サービス機関等との連携

- ア 各学校は、令和2年8月26日付け教育長通知「県立特別支援学校の8月31日以降の授業等の教育活動について」を踏まえ、「放課後等デイサービス」を運営する事業所と連携し、下校時刻と事業所の開所時刻の円滑な接続に向け、連絡・調整を行うことで、児童・生徒等の放課後の「居場所」の確保に取り組むこと。
- イ 「放課後等デイサービス」を運営する事業所が、密集性を回避し児童・生徒等の感染を防止すること等の理由により、学校の教室等の活用を依頼してきた際には、学校長は利用可能であれば、積極的に施設の活用を推進すること。
- ウ なお、「放課後等デイサービス」を運営する事業所が利用する施設については、児童・生徒等の安全を確保する観点から、衛生管理に十分留意し、換気や消毒液の確保、利用後の消毒等の徹底を事業所に促すこと。

6 その他の指導等について

(1) 教育活動外での行動について

- ア 外食する場合は、マスク飲食を徹底するなど、感染防止対策に留意すること。
- イ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、寄り道をせず、まっすぐに登下校すること。とりわけ、登下校途中の飲食はしないこと。
- ウ 県立学校における生徒等の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されているため、児童・生徒等に対しては、授業後や部活動終了後だけでなく、週休日等においても、感染リスクの高い行動は慎むなど感染防止対策を徹底するよう指導すること。

(2) 新型コロナウィルス感染症に関する情報収集方法について

L I N E 公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート（行政）」等を活用し、新型コロナウィルス感染症に関する情報収集や早期の受診につなげるよう指導すること。

※ LINE 公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート（行政）」（神奈川県・新型コロナウィルス感染症対策ポータル・（4月28日更新）一人ひとりに合わせた新型コロナ対策をLINEでサポートしますページ）
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/line/index.html>

(3)新型コロナワクチン接種に関する個人情報の取扱いについて

学校教育活動において、医療機関等での実習や健康診断に伴う保健調査等、なんらかの理由で児童・生徒等の予防接種歴を把握する必要が生じる場合は、情報を把握する目的を明確にし、本人や保護者の同意を得て、他の児童・生徒等に知られることのないよう、個人情報の取扱いに十分に留意すること。

7 いじめ、偏見、差別等の防止について

(1) いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組について

ア 学校は、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策を児童・生徒等に指導する際に、ウイルス感染者及びその関係者、また、医療従事者を始めとする社会機能を維持する方への偏見や差別等が生じないよう、次の動画を活用するなどして児童・生徒等を指導すること。

※文部科学省「新型コロナウイルス “差別・偏見をなくそう” プロジェクト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project

イ 学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である児童・生徒等が、いじめ・偏見・差別等の対象にならぬよう、十分な配慮・注意を行うこと。

ウ 新型コロナウイルスに関して、SNSによる誤った情報の拡散や特定の個人等への誹謗中傷等が生じないよう、学校においては、機会を捉えて、情報モラルについて児童・生徒等に指導すること。

エ ワクチン接種の有無によって、差別やいじめなどが起きることのないように指導し、保護者にも理解を求めるこ。

オ いじめ、偏見、差別等の兆候や、児童・生徒等が発信する微細なサインを教職員が見逃したり、教職員が一人で抱え込んだりしてしまうことがないよう、教職員は、児童・生徒等の様子を細かく観察、把握するとともに、児童・生徒等のサインや悩みを受け止めた際には、一人で問題を抱え込まず、組織的な対応を行うこと。

カ 必要に応じてスクールカウンセラー等による児童・生徒等の心のケア等を実施するとともに、児童・生徒等の相談先として「24時間子どもSOSダイヤル」や「SNSいじめ相談@かながわ」を活用することも周知すること。

※「24時間子どもSOSダイヤル」 0466-81-8111

0120-0-78310 (フリーダイヤル)
なやみいおう

※LINEを活用した生徒相談 「SNSいじめ相談@かながわ」

【受付期間】令和4年5月9日（月）～令和5年3月17日（金）

月・水・金曜日 18:00～21:00

1月9日～13日は毎日受付

8 新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合の当面の対応

新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合は、当面の間、次の「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた対応」により対応すること。

【オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた対応】

(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

- ア 各学校においては、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合に、学校の一部又は全部の臨時休業を行うことを検討すること。
- イ 学級閉鎖あるいは学年閉鎖、学校全体の臨時休業とするかの検討に当たっては、1学級当たりの児童・生徒等の数や当該学年の学級数、校舎内の教室配置、校内における児童・生徒等の活動範囲などの実情を踏まえ、総合的に判断し、県教育委員会と協議の上、決定すること。（【表5 臨時休業実施の判断基準】参照）
- ウ 臨時休業の解除は、臨時休業期間中の当該学級等の児童・生徒等の状況を把握し、必要に応じて学校医の学校再開の見解を確認した上で、県教育委員会と協議して決定すること。

【表5 臨時休業実施の判断基準】

対応	基準等
1 学級及び学年閉鎖	<ul style="list-style-type: none">・ 直近3日間の陽性者が学級において、複数（状況に応じ10～15%以上）確認され、学級及び学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学級及び学年閉鎖を実施します。 (※ ただし、陽性者の感染経路が家庭内感染など、校内感染でないことが明らかな場合で、発症日（無症状なら検体採取日）から2日間遡っても登校等していない者は除く。)・ 当該学級及び学年内で新たな陽性者等が複数発生した場合には、期間の延長も検討します。・ 学級及び学年内での感染拡大の恐れがないことが確認できた場合には、期間を短縮することも可能とする。
2 学部等閉鎖	<ul style="list-style-type: none">・ 複数の学級及び学年を閉鎖するなど、学部や教育部門内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学部等閉鎖を実施します。・ 陽性者の所属学級及び学年や人数等を踏まえ、必要に応じて学校医の助言を参考に判断します。
3 学校全体臨時休業	<ul style="list-style-type: none">・ 複数の学部等を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、週休日等を含め3～5日間学校全体の臨時休業を実施します。・ 陽性者の所属学級及び学年や人数等を踏まえ、必要に応じて学校医の助言を参考に判断します。

(2) 感染者が出した場合の当面の対応の概要

- ア 児童・生徒等及び教職員の感染が確認された場合、全体の教育活動は継続しながら、(状況に応じて速やかに該当する学級等の一定の単位(場合によっては部活動等)のみ停止し、) 有症状者や濃厚接触者相当の者調査、リスト化し、学校で保管することとし、保健所の追認は求めないこと。また、感染者の動線を中心に消毒作業等を進める。(【濃厚接触者相当の者の考え方】参照)
- イ 校長は、罹患した児童・生徒等及び教職員について、出席停止又は出勤自粛(以下「出席停止等」という。)の措置をとること。(【表1 出席停止等の扱い】参照)
- ウ 「学校等で特定した濃厚接触者相当の者」及び「家庭内感染等で濃厚接触者となった者」へ必要な情報を周知すること。(【「学校等で特定した濃厚接触者相当の者」及び「家庭内感染等で濃厚接触者となった者」への周知内容】参照)

【濃厚接触者相当の者の考え方】

感染者の感染可能期間(発症2日前[無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前]から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間)のうち、当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において、以下のいずれかに該当する者とする。

- ・ 感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つば等)に直接触れた可能性が高い者(1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わず)に濃厚接触者に該当する場合がある。)
- ・ 手で触ることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者(必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。)

<[令和4年8月19日付け文部科学省事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン\(令和4年8月改定版\)](#) より>

【「学校等で特定した濃厚接触者相当の者」及び「家庭内感染等で濃厚接触者となった者」への周知内容】

- ・ 感染者と最後に接触した日の翌日から5日間は、1日2回、自身の体温を測り健康状態を確認するとともに、不要不急の外出を控えること。
- ・ 6日目以降、7日目までは、自身の健康状態を確認するとともに、ハイリスク者^{*1}との接触やハイリスク施設^{*2}の不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食を避け、基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 無症状の場合は、2日目、3日目の抗原定性検査キット^{*3}を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から登校可能となること。
- ・ 自宅待機期間中に症状が出た場合は医療機関等に相談し、陽性となった場合は、「罹患した者の《有症状患者の場合》の期間」の療養を行うこと。その旨を学校に連絡すること。

※1 ハイリスク者とは、高齢者や基礎疾患有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方を
いう。

※2 ハイリスク施設とは、ハイリスク者が多く入所、入院する高齢者・障害児者施設や医療機関
をいう。

※3 抗原定性検査キットは自費検査となるため、保護者や本人が希望した場合に選択できるもの
であり、学校から検査を促すといったことがないよう留意する。また、抗原定性検査キットは
薬事承認されたものを用いることに留意する。適用にあたっては、保護者等に確認するなど丁
寧に対応すること。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が出了した場合の当面の対応の詳細については、令和4年9月
9日付け保体第2012号保健体育課長、特別支援教育課長通知の【別紙】「オミクロン株が主流で
ある間の当該株の特徴を踏まえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された
場合の当面の対応」を確認し、対応すること。